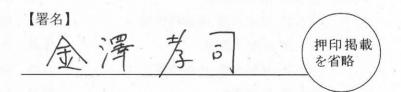
平成 31 年第 1回 仙台市入札等監視委員会 会議録



- 1 日時 平成31年 1月22日(火) 15時00分~16時57分
- 2 開催場所 青葉区役所 4階 第一会議室
- 3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

金澤 孝司 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

(50 音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長 大泉 新一 財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長 大場 剛典 財政局 財政部 契約課 管理係長 岡部 圭子 都市整備局 参事兼技術管理室長 太田 進 都市整備局 技術管理室 技術企画係長 佐々木 健雄 水道局 総務部 企画財務課長 吉田 勝彦 水道局 総務部 企画財務課 契約係長 根本 大助 水道局 給水部 計画課 技術管理係長 瀬良 利明 水道局 給水部 南配水課長 千葉 敏昭 水道局 給水部 南配水課 南維持係長 佐藤 勝浩 水道局 給水部 北配水課長 佐藤 正仁 水道局 給水部 北配水課 西維持係長 古澤 勝則 水道局 浄水部 施設課長 渡部 和彦 水道局 浄水部 施設課 施設係長 井上 信彦 交通局 総務部 財務課 主幹兼契約管財係長 千葉 和宏

5 会議の経過

【1】 開会

【2】 議事の経過及び内容

進行: 有川 智 委員長

会議録署名委員: 金澤 孝司 委員

(1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 $P2\sim35$)及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P36)に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の 状況	事務局	今回の報告は、平成30年7月1日~9月30日に契約した、予定価格1,000
1/1/1/1		万円以上の工事案件が対象である。
		総契約件数は 341 件である。昨年同期は 255 件であり,86 件の大幅な増
		加となった。増加した要因としては、先ず学校の改修工事の増加が挙げられ
		る。この改修では,建築,電気,機械という3種類の工事で各々分割発注を
		行っており、1校を改修する毎に3件の契約を要するという事情がある中で、
		12 校の改修を行ったところである。また、工事によっては前年度と発注時
		期がずれている事案も多かった。これは、主に区役所等で扱う補修工事にお
		いて、工事の不調を防ぐために発注時期を早めたためである。
		特例政令適用一般競争入札は市長部局で1件である。
		制限付き一般競争入札は 326 件で,内訳は市長部局 245 件,水道局 55 件,
		交通局 17 件,ガス局 9 件である。
		指名競争入札は2件で、内訳は市長部局1件、水道局が1件である。
		随意契約は 12 件で,内訳は市長部局 5 件,水道局 3 件,交通局 2 件,ガ
		ス局2件である。
		(資料 P1~35 参照)
指名停止の 運用状況	事務局	今回の報告に係る期間(平成 30 年 10 月 1 日~12 月 31 日)における指名
建 用		停止案件は3件,3社である。
		No.1 は(株)白岩工務店である。指名停止事由は,「仙台市旭ヶ丘保育所大規
		模改修工事」において、入札参加資格の施工実績に関する条件を満たす実績

		がないにもかかわらず入札に参加し、落札候補者となった後に辞退したものである。これは、指名停止要綱に定める措置要件である「不正又は不誠実な行為」に該当することから指名停止期間 1ヶ月としたものである。 No.2 は(株)永岡であるが、「平成30年度仙台市宮城野消防署大規模改修工事」において上記 No.1 と同様の「不正又は不誠実な行為」により、同じく指名停止期間を 1ヶ月としたものである。 No.3 は(株)ユウコウ建設である。これは青葉区発注の工事において、契約の相手方として決定した後に契約締結を辞退したものであり、同社の役員が不正就労助長の疑いで逮捕されたことを理由としている。当該辞退の理由となった事実は不正又は不誠実な行為として指名停止1ヶ月の措置要件に該当するが、契約締結拒否も同期間の措置要件に該当する。同一事案で重ねての処分は行えず、一義的には契約締結拒否を指名停止事由として1ヶ月の指名停止としたものである。
入札時に確 認する資格 条件及び入 札後の資格	委員	No.1 及び No.2 の業者は、落札候補者となった後に、入札参加資格がないことが判明して指名停止となった訳だが、入札参加時に確認する資格条件はどうなっているのか。
審査について	事務局	制限付き一般競争入札における総合評価では、入札条件は公告で明示する。 入札に参加する各社は、その条件を確認した上で、入札参加を申請する手順になっている。本市が確認するのは、条件を満たして名簿に登載されているかのみである。 入札後の資格審査は、開札により落札候補者となった業者についてのみ行っている。資格審査は、公告時に示した参加資格及び施工実績を示す資料を所定の日までに提出して頂き審査するものである。なお、今回の指名停止事案で問題となった施工実績は、事前に審査する条件ではなく、落札候補者のみが確認を受ける内容である。
落札候補者 が辞退した 工事の入札	委員	No.1 及び No.2 の業者が失格となった工事は、改めて入札を行ったのか、 或いは次点の会社が繰り上がりで落札したのか。
について	事務局	No.1 については、4 社の入札参加者の内で辞退が1 社あり、3 社による総合評価で落札候補者を決定したものである。この落札候補者による先般の説明による辞退を受けて、総合評価で次点の評価点を持つ業者を落札業者とした。 No.2 については、3 社の入札参加による価格競争となった事案であり、辞退業者を除く次順位の入札価格で参加した業者が落札したものである。
1 社応札案	委員	1 社応札の案件で、同様に辞退に至った場合はどうするのか。
件での辞退 について	事務局	落札者なしで不調として取り扱う。
入札前の条	委員	1 社応札となる案件は少なくないと思うが,事後に参加資格を確認する手
	L	

件確認の拡 大について		続きでは、再度一からの入札となり急ぎの工事などに支障が出るのではない
X ₁ C-JV+C		か。不調になる案件を減らす観点から、入札前に確認する条件を広げること
		はできないのか。
	事務局	公告時に厳格な募集条件を明示しており、実際には条件を満たさない業者
		の入札参加は想定していない。また、実情は条件を満たさない事例自体が極
		めて稀な状況である。入札を行う側と入札に参加する側の双方の手間を考え
		ると入札前に条件の確認を行うのは現実的ではない。
		なお,資格条件に不備が生じないようにホームページを通じて,提出書類
		等の確認を徹底する啓発を行っているところである。
指名停止該	委員	No.3 の業者は、不法就労が発覚したため契約締結を辞退したとのことだ
当事項が発覚した経緯		が、どのようにして発覚したものなのか。
について	事務局	会社側からの申し出により事態を把握したものである。青葉区発注工事で
		落札候補になった後に社長が逮捕されたことによる辞退の申し出を受けての
		処分である。
指名停止情	委員	当該企業からの辞退の申し出により発覚した事案とのことだが、仮に社長
報の把握状 況と処分手		が逮捕されただけで先方からの事情説明や辞退の申し出がなければ、発覚せ
続きについ		ずに契約が締結されて工事が行われることになるのか。契約締結後の処分手
て		続きが知りたい。
	事務局	指名停止は入札参加資格を制限するものなので、契約締結済みであれば、
		契約解除にまでは至らない。その後の工事案件への指名停止処分がとられる
		のみである。
		また,指名停止に関わる情報を本市が全て把握できる状況にはない。各政
		令指定都市との情報交換など情報収集活動は行っているが限界はある。
当該企業が	委員	No.3 の業者は、辞退したことを理由とした指名停止であるが、仮に辞退が
辞退しなかった場合及		なければ工事はそのまま行われ、逮捕者の刑事罰確定後に指名停止になると
び刑事手続		いうことか。
きの進行による扱いに		また、今回は既に辞退により指名停止処分にしているので、社長の刑事罰
ついて		が確定しても改めての処分はないのか、或いは改めて指名停止処分を追加す
		るのか。
	事務局	今回のケースでは、仙台市との契約を辞退しており、1ヶ月の指名停止と
		している。当該社長は、逮捕後起訴されたことが判明したことにより、「不正
		又は不誠実な行為」という指名停止の措置要件に該当する。
		しかし、処分の該当事項が変わっても指名停止期間は同じである。同一の
		事案で処分を重ねることは出来ないため、結果として指名停止の期間に変更
		はない。

23	委員	逮捕や起訴が判明した時期により、単独の事由による指名停止となるか処
		分の該当事項が重なっての指名停止の扱いとなることもあるのか。
	事務局	同一の事案で二つの処分はできないことから、該当事項のうち、処分の重
		い方を念頭にした扱いとなる。

- (2) 事案の抽出及び審議事案の選定について
 - 1) 事務局より、今回審議対象となる 341 件の工事のうち、高橋委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10 件を報告。(詳細は資料 P37 参照)
 - 2) 委員会審議により、1)の 10 件のうち本日審議する事案として以下の 6 事案を選定。 【選定事案】
 - ◆制限付き一般競争入札
 - ①(市)高畑定義線(高畑工区)橋梁下部工工事(その2)(高橋委員抽出)
 - ②青葉山公園(追廻地区)基盤整備工事その2 (蘆立委員抽出)
 - ③仙台市若林体育館大規模改修工事(高橋委員抽出)
 - ⑦水南配配 第 30-20 号 茂庭配水幹線広瀬川水管線広瀬川水管橋全体補修工事(高橋委員抽出)
 - ◆指名競争入札
 - ⑨長町地区自転車等駐車場サイクルゲートシステム設置工事(水野委員抽出)
 - ◆随意契約
 - ⑩水北配配 第 30-18 号 口径 800 粍旭ヶ丘三丁目地内国見第二配水幹線受口 修繕工事(金澤委員抽出)

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①(市)高畑定義線(高畑工区)橋梁下部工工事(その2)」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、高畑定義線(高畑工区)の橋梁の下部工工事(その2)である。
		工事概要としては, 6 基の RC 橋脚工, 道路土工, 法覆護岸工, 及び仮設工
		の工事一式を行うものである。
		入札方式は,制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型 I 型(土木型)
		適用とした。
		工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格を
		建設業許可の区分を「特定」,所在地要件は過去の類似及び同種工事等の発注
		実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は工事規模等から工事

入札参加資	₹ -□	の格付評点が 950 点以上,施工実績としては,元請として平成 15 年以降に完成した「国又は地方公共団体等が発注した橋梁下部工工事」としたほか,配置技術者の条件等を設定した。 入札参加申請者数は 1 社で,1 社による電子入札を行い,開札の結果,奥田建設(株)を落札候補者とした。後日,技術資料等の審査を経て,同社を落札者と決定した。 (詳細は資料 P38~41 及び P73 参照)
格を満たす 業者数及び 入札参加者	委員	入札参加資格を満たす,市内に本店を有する業者は何社あるのか。また, 入札参加者が1社しかなかったのは工事の難しさなど何か特別な要因があっ たためなのか。
数が少なか った要因に ついて	事務局	入札参加資格を満たす業者は 41 社あった。工事地区が、P73 の位置図の 通り大倉地区である。地理的な問題や、工期が冬場にも掛かる点が懸念され たと考えている。 本事案は、(その2)の工事であるが、他に(その1)の工事もあり、同じ 条件で入札を行ったが、入札参加者数は同様に1社のみであった。
	委員	(その1)の工事への入札参加も、(その2)の工事と同じ業者だったのか。
	事務局	別会社である。
	委員	(その1) と(その2) の工事は別業者とのことだが、各々別の1社のみが入札に参加したのは、先程の説明の他に条件面で何か違いがあったためか。
	事務局	どちらの工事も,施工場所が少し離れている点を除けば,基本的な条件は同じである。配置予定技術者の手配の問題や各社の経営戦略に基づく事業計画上の違いによるものではないかと考えている。
	委員	(その1)と(その2)の工事では、工期は違っていたのか。
	事務局	最初に(その1)の工事の入札を行い、若干時期を遅らせて(その2)の 工事の入札を行ったものである。
	委員	2つの工事の落札率の相似性などに幾分判然としない点があったが, 只今 の説明で納得できた。

「②青葉山公園(追廻地区)基盤整備工事(その2)」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は,青葉山公園(追廻地区)の基盤整備工事その2である。工事概
		要としては、敷地造成工、構造物撤去工、運搬処理工などの基盤整備工事な
		どである。
		入札方式は,予定価格から制限付き一般競争入札とした。工事の履行能力
		を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可

の区分は「特定」と「一般」どちらも可能,所在地要件は,過去の類似及 同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること,格付評点は, 事規模等から土木工事の格付評点が 650 点以上 950 点未満としたほか,施 実績としては,元請として平成 15 年以降に完成した「国又は地方公共団	I. I.
事規模等から土木工事の格付評点が 650 点以上 950 点未満としたほか, 施	I.
実績としては、元請として平成 15 年以降に完成した「国又は地方公共団	本
等が発注した土木工事」としたほか、配置技術者の条件等を設定した。	
入札参加申請者数は15社で、15社による電子入札を行った。その結果	,
総額判断基準価格を下回った者が 14 社, うち失格基準価格を下回った者が	3
社あり、残り 12 社のうち最低価格の (有)小松建設を落札候補者とした。	後
日、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。	
(詳細は資料 P42~44 及び P74 参照)	
格付け評点 委員 いつもは、格付け評点は~点以上と表記されることが多いと思うが、こ	カ
を~点未満	教
の狙いにつ えて欲しい。	
事務局 金額の高い事案では、基本的に~点以上としているが、金額の低い事案	ま
で同じ扱いにすると、大手業者のみが受注を占めてしまう懸念がある。	
~点未満とすることで、中堅業者の受注の機会を確保するためである。	
見積りの高 委員 本事案は、道路工事と同じように見積りの精度が高くなる要件を備えた	±:
い積算精度	
事務局 その通りである。本事案は、追廻住宅の跡地の造成であり、工種が比較	的
単純で積算も容易な工事である。積算ソフトの使用により比較的高い精度	カ
見積りが可能だと推測される。	
失格基準価 委員 開札の結果から、各業者が失格基準価格に近い水準で落札を狙った状況	が
格の適正化 と見直しに 汲み取れる。これは、失格基準以下の純工事費等であっても受注したいと	۲١
ついてう意思と見ることができる。	
このような状況を踏まえて失格基準価格算定の今後の見直しに繋げるこ	と
はできないのか。	
事務局 失格基準価格は、都度社会情勢なども踏まえて見直している。国からも	基
準が示されるので、本市としても都度その状況を見極めつつ、適正な価格	لح
なる様に協議し設定している。	
適正を欠くダンピングなどを起こさないことを重視しており、各業者が	商
正な利益を確保できるようにしている。業者が、若手の育成など成長して	۲١
けるような利益を確保しつつ、価格競争も同時に働くことを意識して決め	T
いるところである。	

「③仙台市若林体育館大規模改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、仙台市若林体育館の大規模な改修を行う工事である。工事概要は、体育館全般に亘る外壁及び屋根の改修、屋上防水等の大規模な建築工事である。 入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易型 I 型 (建築型)適用とした。 工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格と
		して、建設業許可の区分が「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は、工事規模等から鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事の格付評点が800点以上、施工実績としては、元請として平成15年以降に完成した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の新築、増築又は改築工事としたほか、配置技術者の条件等を設定した。 入札参加申請者数は9社、無効・取消となった1社を除く、8社参加による電子入札を行ったところ、開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札
無効・取消	***	が 5 社, うち失格基準価格を下回った入札が 1 社であった。失格となった 1 社を除く 7 社の中で評価値の最も高い仙台土木建築工業(株)を落札候補者と した。 後日, 技術資料等の審査を経て, 同社を落札者と決定した。 (詳細は資料 P45~48 及び P75 参照)
無効・取得 しになった 業者につい	委員	無効・取消しになった1社は、先程指名停止の運用状況で説明のあった業者なのか。
	事務局	同じ業者だが、今回の無効・取消しの事由は、提出書類の記載内容の不備である。書類の不備については、先程も説明したが、ホームページを通じ啓発を行っているところである。
大理のである。大規模の長期のである。これでは、大事なののである。これでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、は	委員	本事案のような大規模改修工事は、今後も多く行われることになると思う。 因みにこの体育館も、長期の改修計画において改修時期が設定されていると 思うが、長期計画に基づいて改修を進める上で、事前に決めた業者が継続し て担当すれば一定の合理的な運用を行えるのではないか。そのような運用の あり方はどう考えれば良いか。
	事務局	建物の改修にあたり、清掃工場のように特殊性のあるプラント的なものであれば、特許等があり同じ業者が継続して業務を担当することには一定の合理性があるとは思うが、今回の案件のような一般的な建物であれば競争入札により改修工事を行っていくこととしている。 なお、他部署で建築物の長寿命化計画を策定し、建替えをするのか大規模

	1	
		改修により長持ちさせるのか検討しているところである。
	委員	新しく建物を建てる際に、長期的な改修までを考えたプロポーザルを行う
		ことで、より効果的な施設管理が可能になるのではないか。その観点から、
		価格競争を優先して行う従来の汎用工事のあり方で十分な対応が可能なのか
		という素朴な疑問を提起しておきたい。
指名停止期	委員	この事案からは離れた質問になるが、入札参加資格がないにもかかわらず
間の扱いに ついて		入札に参加し落札候補者となり辞退に至った際には指名停止になる訳だが,
		指名停止期間の決定はその事案についてのみ行うものなのか。
		例えば、従来より当該業者に書類不備による無効・取消しがあっても扱い
		は同じなのか。
	事務局	指名停止期間は,あくまで事案毎の扱いとなる。過去の書類不備などへの注
		意喚起を併せて行うことはあるが、指名停止期間に変わりはない。
	委員	この事案の書類不備該当は初回なのか,又それが重なれば指名停止期間は
		変わってくるのか。
	事務局	初回である。ケースにもよるが、処分が重なることで指名停止期間が変わ
		ることは有り得る。
提出書類の	委員	提出書類への記載漏れが多いとのことだが、記載漏れが多くなる箇所は同
記載漏れについて		じところが多いのか。
	事務局	記載漏れには様々な箇所があり、特に多い箇所などの特徴はない。但し、
		入札参加資格の申請書などの重要書類に大きな不備があれば無効・取消しに
		になる可能性が高い。
		電子入札のシステムでは,データが送信された後では差し替えは行えない
		ことから,データを送る前に十分な確認を行うことが要求されている。
電子入札シ	委員	電子入札のシステム上の精度が向上したことで、書類の不備が多くなって
ステムの精 度向上と書		いることはあるのか。
類の不備について	事務局	書類の不備は,電子入札自体には関係ない。入札申請の業務に慣れが生じ
		たことによる注意不足、確認不足に起因しているケースが多いという印象が
		強い。改めて,注意喚起を徹底する意義を感じているところである。
無効・取消 し内容の業 者への伝達 について	委員	書類不備による無効・取消しに付いての具体的な内容は業者に伝えている
		のか。
	事務局	電子入札では書類不備になれば、業者に通知が行くことになっている。但
		し、書類不備の内容は、問い合わせがあれば説明するのは勿論、できる限り
		業者に伝えるようにはしているが、こちらから必ず伝えなければならない内
		容だとは考えていない。
L	·	

「⑦水南配配 第30-20 号 茂庭配水幹線広瀬川水管線広瀬川水管橋全体補修工事」

について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は,茂庭配水幹線の水道管橋の全体補修工事である。工事概要は,
		広瀬川を横断する水管橋における伸縮可とう管交換、管内面塗装、下部工断
		面補修、支承交換などの補修工事一式である。
		入札方式は,制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型I型(土木型)
		適用とした。
		工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格を
		建設業許可の区分を「特定」,所在地要件は過去の類似及び同種工事等の発注
		実績から仙台市内に「営業所」を有すること、格付評点は工事規模等から鋼
		橋上部工事の格付評点が 1,000 点以上, 施工実績としては, 元請として平成
		15 年以降に完成した「国又は地方公共団体等が発注した水管橋の新設・更
		新・改良又は補修工事」としたほか、配置技術者の条件等を設定した。
		入札参加申請者数は3社,参加3社による電子入札を行ったところ,開札
		の結果、総額判断基準価格を下回った入札が2社、うち失格基準価格を下回
		った入札が2社であった。失格となった2社を除く残りの1社であるショー
		ボンド建設(株)南東北支店を落札候補者とした。
		後日、技術資料等の審査を経て、同社を落札者と決定した。
		(詳細は資料 P61~64 及び P79 参照)
格付け評点の上限及び	委員	格付け評点の上限は何点になるのか。本事案では、1,000 点以上だが、何
失格基準価		社位が入札参加資格を持っていたのか併せて教えて欲しい。
格について		また、落札者が一番高い入札額となっているが、先般の説明通り健全な業
		者の育成の観点から適正な利益を認める必要があるということは理解でき
		る。しかし、気になるのは失格業者と落札業者の大きな価格差である。結果
		的に失格基準価格が高く設定され過ぎて厳しかったのではないかと危惧する
		ところであり、事務局の見解を伺いたい。
	事務局	格付け評点の上限入札に参加可能な業者数の兼ね合いも見て判断してい
		る。格付け評点を高く設定し過ぎると入札参加可能な業者が少なくなること
		から、一定程度の入札参加が見込める点数を考慮している。格付け評点の上
		限としては、 $2,000$ 点以上の業者もある。
		但し、その水準の評点を持つ企業は、いわゆるスーパーゼネコンなど数社
		に限られるため、工事内容を踏まえて必要となる技術水準及び入札参加可能
		者数を勘案して、格付け評点を決めている。
		入札参加資格条件を満たす業者数は、市内営業所で 55 社ある。失格基準
		価格が高くて厳し過ぎるのではないかという点については、失格となった 2

		社は明らかに低過ぎる入札価格だった訳でない。ぎりぎりを狙い過ぎた失格
		で、もう少し入札価格が高ければ十分に落札可能な状況であった。
想定した入 札参加者数	委員	入札参加可能な業者が55社ある中で、入札参加が3社に留まった訳だが、
化参加有数について		そもそも何社位の入札参加を想定していたのか。
	事務局	事前に入札参加者数を予想することは難しい。通常心配しているのは,入
		札参加者が少な過ぎる事態である。格付け評点は、質を保ちつつ十分な競争
		原理が働くことを考慮して決めているが、必ずしも想定通りにならないのが
		実状である。
	委員	確認になるが,入札参加者数も見据えて,格付け評点を決めているという
		理解で良いか。
	事務局	その通りである。
全体補修工事を分割で	委員	本事案は、工事名が全体補修工事となっているが、分割して補修を行うこ
争を分割で 行うことの		とも可能な工事だったのか。
可否につい て	事務局	水管橋は一体物なので,分割して補修を行うことは難しい。また,重要な
		幹線であり、片側を止めて施工を行う必要がある。そのため、全般工程を管
		理しながらの補修となるため、分割は困難である。
	委員	入札参加資格を持つ業者が 55 社もある中で, 実際の入札参加が 3 社とな
		った事情として、2年7ヶ月にも亘る工期の長さ、金額の大きさ及び大規模
		工事であったことが影響したとも思える。工事を何らかの形で分割した発注
		が可能であれば、もっと入札への参入も多く、競争原理が働いたのではとい
		う思いがある。工事の設定の仕方を工夫することで、もっと競争原理を働か
		せることが可能だったのではないか。というのが質疑を拝聴しての感想であ
		る。

「⑨長町地区自転車等駐車場サイクルゲートシステム設置工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、長町地区の自転車駐車場のサイクルゲートシステム設置工事で
		ある。工事概要は,長町地区(長町駅東口,長町駅西口,長町一丁目駅,太
		子堂駅)における入口ゲート、出口ゲート、及び附属設備一式からなるサイ
		クルゲートシステムの設置工事である。
		入札方式は、指名競争入札とした。入札方式の決定及び指名業者の選定に
		あたっては、正確且つ確実な施工が必要となる点に鑑み、技術的水準等を勘
		案し、仙台市契約業者指名基準に基づいて実績のある業者より3社を選定し
		た。
		なお、システムの発注にあたっては、震災時にも稼働可能なものが望まし

		いという観点から非電力式稼働ゲート方式を採用する方針のもとに行った。
		これは特殊な方式であるため、今回指名した3社以外の業者では施行が難し
		いという事前の調査に基づいた入札である。
		指名業者3社のうち1社が辞退し、残る2社による入札を行い、開札の結
		果、東海技研㈱が落札した。尚、予定価格は事後に公表した。
		(詳細は資料 P69~70 及び P81 参照)
機器費につ いて	委員	ゲートシステムの工事費用の内訳に機器費が入っていないのはなぜか。
V. C	事務局	純工事費に含まれているためである。
入札額の違	委員	入札に参加した2社では、入札額に4千万円程の差があるが、これは機器
いについて		費などの純工事費の違いによるものと考えて良いか。
	事務局	純工事費の内訳までは判らない。
システム設	委員	この事案は中央一括管理を伴うシステムの設置なので、後々保守的なサー
置後の保守 を担う業者		ビスも含めたメンテナンスが必要だと思うが、それは今回受注した業者が行
について		うことになるのか。
	事務局	システムの保守は、今回システムを発注した部署とは別の担当課が契約す
		ることになっている。保守業務を行う業者までは把握していない。一般的に
		は、メンテナンスを行う部署がなければ、システム設置の落札業者が請負う
		ことになる。
指名業者の 選定がシス	委員	同様のケースで多く見られるのは、設置する機器の関係からシステムを受
選上がシス テム保守業		注した大手業者しかメンテナンスできず、結果として随意契約でその大手業
者の選定に まで影響す		者ないしは関連業者が受注するケースが多いように感じる。
る懸念につ		そのような例から本事案を考えると、3 社しかない指名業者に選ばれてい
いて		ないことが大きな意味を持つのではないか。指名業者の選定が、その後のメ
		ンテナンス業者選定を極めて限定したものとなることに繋がる点を危惧す
		る。その観点から指名業者がそもそも3社に限定されてしまったことに問題
		はないのか。
	事務局	サイクルゲートシステムの採用にあたっては、担当課が6種類の方式を選
		定した上で、厳密な優劣比較によって決めたものである。特に、震災等の緊
		急時に電力なしで稼働可能な点は考慮せざるを得ない最も重要な条件であ
		る。
		この条件を満たす業者は、全国的な施工実績の調査を踏まえた上で3社し
		かない状況だった。
予定価格の 設定につい て	委員	予定価格の設定は、指名業者3社のこれまでの実績を参考にしたものなの
		か。
	事務局	担当課が参考見積りを徴取して決めたものである。

参考見積り の価格と入 札価格との	委員	結果として、参考見積りの価格を大幅に上回ったと見られる入札業者が出
		たのはなぜか。
乖離について	事務局	参考見積りは複数社から徴取するが、あくまで参考であり、どの会社の見
		積り価格を基準にして予定価格を積算するかは担当課の判断である。
落札可能業	委員	その説明では,予定価格から見て落札可能な業者が,入札前から決まって
者決定にお ける入札価		いたかのような印象を受けるがその点は如何か。
格への影響	事務局	見積りは全てを含んだものではなく、本市で参考にするのは機器費に相当
について		する部分のみである。それ以外の費用については,あくまで本市が行う標準
		的な積算に拠るものである。
機器費の差の土まなが	委員	今までの説明からは、業者間の入札価格4千万円程の違いは、機器の調達
の大きさが 契約に及ぼ		費による点が大きいという印象である。機器費の違いが大きい場合は,競争
す状況について		原理を働かせるにも限界があり、事実上指名競争よりも随意契約に近い状況
(,(になるのではないか。
	事務局	契約担当課では、参考見積りの価格を知る術はない。また、見積り徴取対
		象となった会社が必ずしもその見積り価格を基礎に入札に参加する訳でもな
		く,違う場合も多くある。
		入札価格において業者間に大きな差が生まれたとしても, あくまで結果と
		して判断せざるを得ないものである。

「⑩水北配配 第 30-18 号 口径 800 粍旭ヶ丘三丁目地内国見第二配水幹線受口修繕工事」

について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は,第 30-18 号 口径 800 粍の旭ヶ丘三丁目地内における国見第二
		配水幹線の受口修繕工事である。
		工事概要は,配水幹線上の許容範囲を超えて離脱が危惧される継手を撤去
		し,直管系の布設替えを行う緊急工事である。工事内容は,布設替工及び配
		水管移設工は各2箇所、土工事、既設管撤去工、付帯工の一式工事である。
		契約方式は特命による随意契約とした。随意契約とした理由は,東日本大
		震災後の影響調査において、継手部の差込値が通常 12cm であるものが 1cm
		しかないことが判明し、緊急性が認められたためである。
		この配水幹線は重要管路であり、万が一抜け出すと断水及び濁り水の影響が
		約32,000戸と広範囲におよび漏水による道路の陥没,家屋倒壊等の二次災害
		の恐れのある緊急性を要する工事である。この状況に鑑み、選定業者は機動
		力のある局の緊急工事業者から選定することとし、平成 29 年度に当該地内
		の同じ配水幹線の不断水仕切弁設置工事を請負い,工事箇所の周辺環境を把

握済みである渡辺建設工業を選定した。 当該業者の選定理由は、繁急性への対応が最優先に求められる中で、現場着手から施工完了までの効率の良い工事が最も期待できる業者だったためである。 なお、随意契約とする根拠法令は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」である。 (詳細は資料 P71~72 及び P82 参照) 素貴 随意契約に限るのに十分な事情があったことは理解できるが、この緊急事態が判明したのはいつか。 事務局 配管の離城状況を把握したのは、平成 29 年 12 月 25 日に行った管内カメラ調査においてである。調査業者から余りにも離脱状況が酷いということで連絡を受けたところである。 素貴 事態が判明したのは、工期直前の平成 30 年 6 月頃かと思ったが、緊急という割には半年以上も経ってからの契約というのは、対応が遅過ぎるのではないか。 事務局 工期を遅く設定せざるを得なかったのは、本事業の緊急事態を把握する前に漏水が発生していた「国見第一配水幹線」の工事を完了させて漏水を止めないと本事案の工事に著手できない状況だったが、その工事が延びでしまったという事情があったためである。 表員 因みに通常の入札を行うにはどの程度の期間を要するのか。 制限付き一般競争入札で公告を行った場合は、1ヶ月~1ヶ月半程である。 表員 因みに通常の入札を行うにはどの程度の期間を要するのか。 ・ 本務局 制限付き一般競争入札で公告を行った場合は、1ヶ月~1ヶ月半程である。 本会員 事務局 に事が必要などは「随意契約を行ったものの、前程となる別の工事の遅れという止むを特殊いの上がに関ラ第一配水幹線」の上水には、配水の広範囲に亘る全体調整が必要で、その時間を要したものである。 素島 緊急に工事が必要なことは、平成 29 年 12 月の調査の時点で判しており、手配する業者の目途も付いていて、業者を確保して置く必要があったという状況だったのか。 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修練工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 ・ 最后 随意契約に向けて工事への着手がすり能力によるいの打造はしていた。			
#手から施工完了までの効率の良い工事が最も期待できる業者だったためである。 なお、随意契約とする根拠法令は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」である。 (詳細は資料 P71~72 及び P82 参照) 「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」 「「「「「」」」」 「「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「」 「「」」 「「 「「」 「「 「「 「			握済みである渡辺建設工業を選定した。
ある。 なお、随意契約とする根拠法令は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」である。 (詳細は資料 P71~72 及び P82 参照) 委員 随意契約に拠るのに十分な事情があったことは理解できるが、この緊急事態が判明したのはいつか。 事務局 配管の離脱状況を把握したのは、平成 29 年 12 月 25 日に行った管内カメラ調査においてである。調査業者から余りにも離脱状況が酷いということで連絡を受けたところである。 事態が判明したのは、工期直前の平成 30 年 6 月頃かと思ったが、緊急という課由についた。 事務局 工期を遅く設定せざるを得なかったのは、本事案の緊急事態を把握する前に漏水が発生していた「国見第一配水幹線」の工事を完了させて漏水を止めないと本事案の工事に着手できない状況だったが、その工事が延びてしまったという事情があったためである。 委員 因みに通常の入札を行うにはどの程度の期間を要するのか。 事務局 制限付き一般競争入札で公告を行った場合は、1 ヶ月~1 ヶ月半程である。 工期が遅れてとの理事施認について、委員 あくまで緊急事態対応として随意契約を行ったものの、前提となる別の工事の遅れという止むを得ない事情でよ期が遅くなったという理解で良いか。 中務局 その通りである。工事着手の前提である「国見第一配水幹線」の止水には、配水の広範囲に亘る全体調整が必要で、その時間を要したものである。 解急に工事が必要なことは、平成 29 年 12 月の調査の時点で判別しており、手配する業者の目途も付いていて、業者を確保して置く必要があったという状況だったのか。 事務局 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 委員 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。			当該業者の選定理由は、緊急性への対応が最優先に求められる中で、現場
なお、随意契約とする根拠法令は、地方公常企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号「緊急の必要により競争人札に付することができないとき。」である。			着手から施工完了までの効率の良い工事が最も期待できる業者だったためで
1 項第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」である。 (詳細は資料 P71~72 及び P82 参照) 「随意契約に拠るのに十分な事情があったことは理解できるが、この緊急事態が判明したのはいつか。 事務局 配管の離脱状況を把握したのは、平成 29 年 12 月 25 日に行った管内カメラ調査においてである。調査業者から余りにも離脱状況が酷いということで連絡を受けたところである。 事態が判明したのは、工期直前の平成 30 年 6 月頃かと思ったが、緊急という割には半年以上も経ってからの契約というのは、対応が遅過ぎるのではないか。 事務局 工期を遅く設定せざるを得なかったのは、本事案の緊急事態を把握する前に漏水が発生していた「国見第一配水幹線」の工事を完了させて漏水を止めないと本事案の工事に着手できない状況だったが、その工事が延びでしまったという事情があったためである。 本述の大本事案の工事に答手できない状況だったが、その工事が延びてしまったという事情があったためである。 国内の大札を行うにはどの程度の期間を要するのか。 国内の大札を行うにはどの程度の期間を要するのか。 事務局 あくまで緊急事態対応として随意契約を行ったものの、前提となる別の工事の遅れという止むを得ない事情で工期が遅くなったという理解で良いからいて。 その通りである。工事着手の前提である「国見第一配水幹線」の止水には、配水の広範囲に百る全体調整が必要で、その時間を要したものである。 緊急に工事が必要なことは、平成 29 年 12 月の調査の時点で判明しており、手配する業者の目途も付いていて、業者を確保して置く必要があったという状況だったのか。 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。			ある。
			なお, 随意契約とする根拠法令は, 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第
(詳細は資料 P71~72 及び P82 参照)			1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」であ
緊急事態を 担退した時期について			る。
理量した時期について 事務局 配管の離脱状況を把握したのは、平成 29 年 12 月 25 日に行った管内カメラ調査においてである。調査業者から余りにも離脱状況が酷いということで連絡を受けたところである。 事態が判明したのは、工期直前の平成 30 年 6 月頃かと思ったが、緊急という割には半年以上も経ってからの契約というのは、対応が遅過ぎるのではないか。 事務局 工期を遅く設定せざるを得なかったのは、本事案の緊急事態を把握する前に漏水が発生していた「国見第一配水幹線」の工事を完了させて漏水を止めないと本事案の工事に着手できない状況だったが、その工事が延びてしまったという事情があったためである。 因みに通常の入札を行うにはどの程度の期間を要するのか。 事務局 制限付き一般競争入札で公告を行った場合は、1ヶ月~1ヶ月半程である。 本くまで緊急事態対応として随意契約を行ったものの、前提となる別の工事の遅れという止むを得ない事情で工期が遅くなったという理解で良いか。 事務局 その通りである。工事着手の前提である「国見第一配水幹線」の止水には、配水の広範囲に亘る全体調整が必要で、その時間を要したものである。 緊急に工事が必要なことは、平成 29 年 12 月の調査の時点で判明しており、手配する業者の目途も付いていて、業者を確保して置く必要があったという状況だったのか。 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 素負 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。			(詳細は資料 P71~72 及び P82 参照)
期について 整然判明したのはいつか。	•	委員	随意契約に拠るのに十分な事情があったことは理解できるが、この緊急事
			態が判明したのはいつか。
連絡を受けたところである。 緊急事態		事務局	配管の離脱状況を把握したのは,平成 29 年 12 月 25 日に行った管内カメ
緊急事態判 明から工期 が遅くなった理由について 事務局 工期を遅く設定せざるを得なかったの契約というのは、対応が遅過ぎるのではないか。 事務局 工期を遅く設定せざるを得なかったのは、本事案の緊急事態を把握する前に漏水が発生していた「国見第一配水幹線」の工事を完了させて漏水を止めないと本事案の工事に着手できない状況だったが、その工事が延びてしまったという事情があったためである。			ラ調査においてである。調査業者から余りにも離脱状況が酷いということで
明から工期が遅くなった理由について 事務局 工期を遅く設定せざるを得なかったのは、本事案の緊急事態を把握する前に漏水が発生していた「国見第一配水幹線」の工事を完了させて漏水を止めないと本事案の工事に着手できない状況だったが、その工事が延びてしまったという事情があったためである。 通常の入札期間について 事務局 因みに通常の入札を行うにはどの程度の期間を要するのか。 制限付き一般競争入札で公告を行った場合は、1ヶ月~1ヶ月半程である。 工期が遅れたことの理由確認について 事務局 を負 あくまで緊急事態対応として随意契約を行ったものの、前提となる別の工事の遅れという止むを得ない事情で工期が遅くなったという理解で良いか。 事務局 その通りである。工事着手の前提である「国見第一配水幹線」の止水には、配水の広範囲に亘る全体調整が必要で、その時間を要したものである。 繁急に工事が必要なことは、平成29年12月の調査の時点で判明しており、手配する業者の目途も付いていて、業者を確保して置く必要があったという状況だったのか。 事務局 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 委員 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。			連絡を受けたところである。
が遅くなった理由について 事務局 工期を遅く設定せざるを得なかったのは、本事案の緊急事態を把握する前に漏水が発生していた「国見第一配水幹線」の工事を完了させて漏水を止めないと本事案の工事に着手できない状況だったが、その工事が延びてしまったという事情があったためである。 因みに通常の入札を行うにはどの程度の期間を要するのか。 制限付き一般競争入札で公告を行った場合は、1ヶ月~1ヶ月半程である。 本くまで緊急事態対応として随意契約を行ったものの、前提となる別の工事の遅れという止むを得ない事情で工期が遅くなったという理解で良いか。 をの通りである。工事着手の前提である「国見第一配水幹線」の止水には、配水の広範囲に亘る全体調整が必要で、その時間を要したものである。 緊急に工事が必要なよとは、平成29年12月の調査の時点で判明しており、手配する業者の目途も付いていて、業者を確保して置く必要があったという状況だったのか。 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。		委員	事態が判明したのは、工期直前の平成30年6月頃かと思ったが、緊急とい
中務局 工期を遅く設定せざるを得なかったのは、本事案の緊急事態を把握する前に漏水が発生していた「国見第一配水幹線」の工事を完了させて漏水を止めないと本事案の工事に着手できない状況だったが、その工事が延びてしまったという事情があったためである。 透常の入札期間について 事務局 関い付き一般競争入札で公告を行った場合は、1ヶ月~1ヶ月半程である。 工期が遅れたことの理由確認について 事務局 あくまで緊急事態対応として随意契約を行ったものの、前提となる別の工事の遅れという止むを得ない事情で工期が遅くなったという理解で良いか。 事務局 その通りである。工事着手の前提である「国見第一配水幹線」の止水には、配水の広範囲に亘る全体調整が必要で、その時間を要したものである。 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応という、業者を確保して置く必要があったという状況だったのか。 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 委員 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。	· ·		う割には半年以上も経ってからの契約というのは、対応が遅過ぎるのではな
事務局 工期を遅く設定せざるを得なかったのは、本事案の緊急事態を把握する前に漏水が発生していた「国見第一配水幹線」の工事を完了させて漏水を止めないと本事案の工事に着手できない状況だったが、その工事が延びてしまったという事情があったためである。 通常の入札期間について			しが。
本いと本事案の工事に着手できない状況だったが、その工事が延びてしまったという事情があったためである。 通常の入札期間について 事務局 因みに通常の入札を行うにはどの程度の期間を要するのか。 事務局 制限付き一般競争入札で公告を行った場合は、1ヶ月~1ヶ月半程である。 工期が遅れたことの理由確認について 事の遅れという止むを得ない事情で工期が遅くなったという理解で良いか。 その通りである。工事着手の前提である「国見第一配水幹線」の止水には、配水の広範囲に亘る全体調整が必要で、その時間を要したものである。 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であったという状況だったのか。 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 委員 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。	V · C	事務局	工期を遅く設定せざるを得なかったのは、本事案の緊急事態を把握する前
### たという事情があったためである。 通常の入札 期間について			に漏水が発生していた「国見第一配水幹線」の工事を完了させて漏水を止め
通常の入札 期間について委員因みに通常の入札を行うにはどの程度の期間を要するのか。事務局制限付き一般競争入札で公告を行った場合は、1ヶ月~1ヶ月半程である。工期が遅れたことの理由確認についてあくまで緊急事態対応として随意契約を行ったものの、前提となる別の工事の遅れという止むを得ない事情で工期が遅くなったという理解で良いか。事務局その通りである。工事着手の前提である「国見第一配水幹線」の止水には、配水の広範囲に亘る全体調整が必要で、その時間を要したものである。随意契約を行うに向けての業者への対応について緊急に工事が必要なことは、平成29年12月の調査の時点で判明しており、手配する業者の目途も付いていて、業者を確保して置く必要があったという状況だったのか。事務局「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。委員「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。			ないと本事案の工事に着手できない状況だったが、その工事が延びてしまっ
期間について 事務局 制限付き一般競争入札で公告を行った場合は、1ヶ月~1ヶ月半程である。 工期が遅れたことの理由確認について 事務局 その通りである。工事着手の前提である「国見第一配水幹線」の止水には、配水の広範囲に亘る全体調整が必要で、その時間を要したものである。 随意契約を行うに向けての業者への対応について 事務局 緊急に工事が必要なことは、平成29年12月の調査の時点で判明しており、手配する業者の目途も付いていて、業者を確保して置く必要があったという状況だったのか。 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 委員 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。			たという事情があったためである。
 事務局 制限付き一般競争入札で公告を行った場合は、1ヶ月~1ヶ月半程である。 工期が遅れたことの理由確認について 事務局 あくまで緊急事態対応として随意契約を行ったものの、前提となる別の工事の遅れという止むを得ない事情で工期が遅くなったという理解で良いか。 事務局 その通りである。工事着手の前提である「国見第一配水幹線」の止水には、配水の広範囲に亘る全体調整が必要で、その時間を要したものである。 魔意契約を行うに向けての業者への対応について 事務局 緊急に工事が必要なことは、平成29年12月の調査の時点で判明しており、手配する業者の目途も付いていて、業者を確保して置く必要があったという状況だったのか。 事務局 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 委員 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。 		委員	因みに通常の入札を行うにはどの程度の期間を要するのか。
まの遅れという止むを得ない事情で工期が遅くなったという理解で良いか。 事務局 その通りである。工事着手の前提である「国見第一配水幹線」の止水には、配水の広範囲に亘る全体調整が必要で、その時間を要したものである。 「国意要約を行うに向けての業者への対応について、業者を確保して置く必要があったという状況だったのか。 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。		事務局	制限付き一般競争入札で公告を行った場合は,1ヶ月~1ヶ月半程である。
事の遅れという止むを得ない事情で工期が遅くなったという理解で良いか。		委員	あくまで緊急事態対応として随意契約を行ったものの、前提となる別の工
・			事の遅れという止むを得ない事情で工期が遅くなったという理解で良いか。
随意契約を 行うに向け ての業者への対応について いて 事務局 緊急に工事が必要なことは、平成29年12月の調査の時点で判明しており、 手配する業者の目途も付いていて、業者を確保して置く必要があったという 状況だったのか。 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であっ た。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途 は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 委員 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見 込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。	いて	事務局	その通りである。工事着手の前提である「国見第一配水幹線」の止水には、
行うに向けての業者への対応について 事務局 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 季員 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。			配水の広範囲に亘る全体調整が必要で、その時間を要したものである。
での業者への対応について す務局 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 委員 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。		委員	緊急に工事が必要なことは,平成29年12月の調査の時点で判明しており,
事務局 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 委員 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。	ての業者へ の対応につ		手配する業者の目途も付いていて、業者を確保して置く必要があったという
事務局 「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であった。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。			状況だったのか。
は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。		事務局	「国見第一配水幹線」の止水が完了し次第工事の着手が必要な状況であっ
委員 「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見 込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。			た。緊急性への対応及び修繕工事を行う能力から施工を依頼する業者の目途
込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。			は付けてはいたが、確定した状況ではなかった。
		委員	「国見第一配水幹線」の止水工事終了直後に依頼したのでは随意契約を見
事務局 随意契約に向けて工事への着手がすぐ可能かどうかの打診はしていた。			込んでいた業者に断られる可能性もあったということか。
		事務局	随意契約に向けて工事への着手がすぐ可能かどうかの打診はしていた。

委員	契約締結以前に内々契約の話は済んでいたということか。
事務局	そういうことではない。契約が可能かの打診は行っていたが,あくまで所
	定の期日に契約の手続きを行ったものである。

6 その他

- (1) 本市工事資材単価算定誤りに関する調査結果と対応について(報告)
 - ・本市工事資材単価算定誤りに関する調査結果と対応についての配布資料に基づき、 事務局から報告を行った。内容は、発注案件に対する調査結果、算定誤りの発生原 因及び誤りにより影響を及ぼすものへの対応、その他の概要等についてである。 なお、説明後の質疑内容は以下の通りである。

論点等	発言者	発言内容
資材単価の	委員	資材単価は、毎年4月に新しいデータ入れ替えを行うのか。
入れ替え時 期について	事務局	毎年4月に新しいデータが適用できるようにしている。
資材単価の	委員	今回生じた資材単価の誤りは、チェックミスがひとつの原因とのことだが、
誤りを生じ させないた		今後同じようなミスを起こさないためにどのようなチェック体制が講じられ
めのチェッ		ることになるのか。
ク体制について	事務局	今回生じた誤りの内容は単純なものであり、単純過ぎるが故に見落とした
		という点は否めない。そこでチェック後の成果品の「見える化」を実施した
		いと考えている。
		具体的には、関係する資材品目の単価の表示区分が一覧によりひと目で確
		認できるチェックリストにすることとしている。また,作業手順の読み合わ
		せ確認など基本作業の徹底に努める。
人的要因によるミスで	委員	ケアレスミスは人的な要因により生じるものなので、絶対に起きないとは
あることを		言い切れないとは思うが、入札の結果に影響が生じた今回の事態を重く受け
踏まえての過去のミス		留めて欲しい。今回のミスが発覚した時期より前、例えば東日本大震災後の
過去のミス 発生状況に ついて		工事の繁忙期においても同じようなミスはなかったのだろうか。という素朴
		な疑問がある。これについて伺いたい。
	事務局	ご指摘の点は重く受け留めており、できる限りの誠意を尽くした対応に努
		めてきたところである。今回の事態が起きる前の状況は、確認したところ問

		題はなかったという結論を得ている。
		今回の誤りを発生させた調査会社は、2 年前に新たに契約した業者であっ
		た。それ以前に契約していた大手業者に比べて熟練度に違いがあり、それが
		起因したものと考えている。
		本市としては一連の反省点を踏まえて、どの調査会社との契約であっても
		間違いが起きないように手順書,チェックリストなどを通じて万全のチェッ
		ク体制を整備したいと考えている。
チェック体	委員	資材単価の算定誤りの原因として、「本市のチェックが十分ではなかった」、
制の実状について		「水道局の事案については職員の認識不足とチェック体制の不備」とあるが、
		そもそもどのようなチェクを行っていたのか。
	事務局	任意のサンプルをグルーピングし,積算資料まで遡り, 記載内容に誤りはな
		いか、積算に間違いはないかというチェックをしていた。
		サンプルの抽出は、全体数の 1/3 程度実施していたが、その中には今回生
		じた誤りはたまたま含まれておらず、単価算定の誤りを見つけることができ
		なかった。
		実際の単価算定は,調査会社に作業を委託する中で,如何にしてミスを発
		生させないかという観点から、改めてチェック体制の仕様を厳格に定めて対
		 応することとした。更に,本市職員による万全な最終チェックにも努めて参
		りたい。
		生させないかという観点から、改めてチェック体制の仕様を厳格に定めて対 応することとした。更に、本市職員による万全な最終チェックにも努めて参

- (2) 今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。
 - ① 次回の抽出委員は水野委員に依頼する。
 - ② 次回の委員会の日程は、平成31年5月15日(水)10時からの予定である。

7 閉会